

公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」

1. 座談会 修正国際基準（JMIS）の公開草案の公表を受けて _____ 13



新日鐵住金(株) 財務部 決算室主幹 (部長代理)	やまとこ しんいち 山床 真一	早稲田大学大学院 会計研究科教授	あきば けんいち 秋葉 賢一
有限責任監査法人トーマツ パートナー	ふるうち かずあき 古内 和明	ASBJ 副委員長	こがさか あつし 小賀坂 敦
みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部 上級研究員	くまがい ごろう 熊谷 五郎	〔司会〕 ASBJ 委員長	おの ゆきお 小野 行雄

2. 修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）の公開草案について _____ 32

ASBJ 副委員長	こがさか あつし 小賀坂 敦
ASBJ ディレクター	かみや たかお 紙谷 孝雄

3. 公開草案「修正国際基準（国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準）（案）」の公表 _____ 42

座談会 修正国際基準 (JMIS) の公開草案の公表を受けて

1 「修正国際基準 (JMIS)」の公開草案の概要

司会：小野 皆様、お忙しい中、座談会にご参加いただき、大変ありがとうございます。本年7月に企業会計基準委員会(ASBJ)より「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」(以下「修正国際基準(JMIS)」という。)の公開草案が公表されました。本日の座談会では、IFRSのエンドースメントに関する作業部会の委員の方々との公開草案について懇談したいと思います。

まず、私のほうから公開草案を公表した経緯について、簡単に触れさせていただきたいと思います。ご案内のとおり、昨年6月に企業会計審議会より「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(以下「当面の方針」という。)が公表されています。この「当面の方針」では、新たにIFRSのエンドースメント手続を実施すべきことが記載されており、ASBJにおいて速やかに検討することが期待されていると記載されています。

これを受けまして、ASBJでは、昨年の7月に「IFRSのエンドースメントに関する作業部会」を設置し、昨年の8月より議論を開始いた

しました。

小賀坂さんには、作業部会の部会長を務めていただきましたが、公開草案の内容について、ご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 ASBJの副委員長の小賀坂です。本日はよろしくお願いたします。

作業部会はこの1年で17回も開催させていただき、実務の一线で活躍されている皆様には大変ご負担だったのではないかと思います。作業部会の目的はIFRSの個々の基準を「削除又は修正」せずに受け入れることができるか否かを詳細に検討することであり、1年間で膨大な議論を行わせていただきました。

作業部会における検討の過程は後ほど詳細に議論させていただきますが、結果として、のれんの会計処理とリサイクリングの会計処理の2つについて「削除又は修正」を行う会計基準の公開草案を公表することとなりました。

会計基準の正式名称は、「修正国際基準(国際会計基準と企業会計基準委員会による修正会計基準によって構成される会計基準)」、英文では、“Japan’s Modified International Standards (JMIS): Accounting Standards Comprising IFRSs and the ASBJ Modifications”としました。

「修正国際基準 (JMIS)」の意義について

司会 それでは、この修正国際基準 (JMIS) の意義について議論したいと思います。まず、小賀坂さんから、公開草案に記載されている修正国際基準 (JMIS) の意義についてご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 公開草案では「公表にあたって」に修正国際基準 (JMIS) の意義を記載しています。第1に、IFRSの個々の基準が、我が国における会計基準にかかわる基本的な考え方と合わない場合又は実務上の困難さがある場合において、削除することしかできない指定国際会計基準と異なり、修正国際基準 (JMIS) では「削除又は修正」が可能であり、それによってIFRSをより柔軟に受け入れることができるということです。

第2は、今後、エンドースメント手続の整備、運用を行い、IASBによる検討過程において、IFRSの開発に対し、我が国の考え方を適切に表明していくことにより、我が国において受け入れ可能な会計基準の開発をIASBに促すことが期待され、また、これらのプロセスを通じて、我が国の市場関係者にIFRSの理解が深まることが期待されることです。この点については非常に重要と考えており、我が国のIFRS導入の全体にかかわる意義と思います。

第3に、IFRSの任意適用を積み上げていく上で、より我が国の実情に即した適用を可能とするために、今後、ガイダンスや教育文書の開発について検討を行っていくことであります。

司会 修正国際基準 (JMIS) の意義や課題につきましては、ASBJの親委員会や作業部会において多くの議論がなされたところですが、皆様のお考えをお聞きしたいと思います。なお、ガイダンスや教育文書につきましては後ほど議論をさせていただきたいと思います。

まず山床さん、いかがでしょうか。

山床 今回の取り組みは海外でもあまり例を見ないチャレンジングな取り組みで、さまざまな議論を経て、ここまでまとめ上げてこられたASBJの方々には大変な苦勞があったと思いますが、無事に公開草案を公表できたことは非常に有意義であったと考えます。

今回の修正国際基準 (JMIS) の意義は大きく2点あると思います。1点目はIFRSの個々の会計基準を評価するエンドースメント手続を確立できたことです。我が国における会計基準に係る基本的な考え方と合わない場合、実務上の困難さがある場合に「削除又は修正」する仕組みを設けることにより、先ほども小賀坂さんよりご説明がありましたが、IFRSをより柔軟に受け入れることができるようになると考えられます。

したがって、今回の取り組みの主たる目的はIFRSを評価することであり、4つ目の基準を策定することではないと考えています。

もう1点は修正国際基準 (JMIS) の内容についてです。「削除又は修正」の対象としたのれんの償却やりサイクリングは、従来から日本としてIFRSの見直しを一貫して強く意見発信してきた項目です。我が国における会計基準に係る基本的な考え方に照らして、どうしても受け入れがたいと判断した2点に限定した「削除又は修正」であり、我が国の考える「あるべきIFRS」を示して、日本の主張を明確にした内容となっており、修正国際基準 (JMIS) の果たすべき役割に相応しく、高く評価をしています。企業サイドとしても、本基準は適用を検討するに値する内容であると思います。今後、単一で高品質な会計基準の策定に向けた議論の中で、修正国際基準 (JMIS) に反映された日本の意見が国際的にも理解が得られるよう、継続して関係者一丸となって努力していく必要があると考えます。



新日鐵住金(株) 財務部 決算室主幹(部長代理)
山床 眞一氏

それから、修正国際基準(JMIS)を検討する中で、これは作業部会の終盤で議論され、公開草案の「公表にあたって」に記載されていますが、我が国における会計基準に係る基本的な考え方として、当期純利益の有用性が再認識され、その背景にある考え方、すなわち「会計基準は企業経営に規律をもたらすべきものであり、その結果、企業の持続的成長、長期的な企業価値の向上に資する役割を担う」ことが確認された点も、非常に有意義だったと考えています。この考え方は、個人的にはじっくりときますし、国内外を問わず、企業を中心に多くの関係者の賛同を得られるのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。

監査人の立場で、古内さん、どのように考えていますでしょうか。ご意見をいただきたいと思います。

古内 まず制約条件の極めて多い困難なプロジェクトであったにもかかわらず、公開草案まで取りまとめたいただいたASBJの皆様のご尽力には大変感謝しております。本来、エンドースメント手続は、国際ルールを我が国の制

度に組み込むプロセスとして必ずあるべきものと考えており、その意味では今回ではなく、指定国際会計基準を導入する枠組みのできた当初から、このプロセスがあるべきであったと私は思います。今回、事後的ではありますが、すべてのIFRSの会計基準と解釈指針が、エンドースメント手続としてASBJによる評価を得たことは、非常に意義深いと思います。

IFRSは、IASBが所定のデュー・プロセスを経て作成したものですので、本来は「削除又は修正」といった類いのものでなく、定められたルールの中で監査人、作成者、利用者の方々など関係者が運用していくものであり、また、エンドースメント手続を経たからといって、そのまま4つ目の基準ができるわけでもないとは私は考えておまして、個人的には、修正国際基準(JMIS)は本来不要なものと思います。ただし、今回の議論の背景として中長期的なIFRSの利用促進があり、また、「削除又は修正」されたIFRSについて利用のニーズがあり、なおかつそれがASBJの意見発信あるいは我が国関係者の意見と合致しているということであれば、過渡期的な措置として、争点が明確化するという意味ではその作成に非常に意義があると考えています。

したがって、今回の基準はあくまでも過渡期的な、副産物のようなものであってほしいとは思っていますが、中長期的には我々の意見が通ったIFRSが本来あるべきなのではないか、そしてそれが広く受け入れられるということが、あるべき姿であろうと考えています。

司会 ありがとうございます。

次に熊谷さん、利用者の立場からはどのように見えていますでしょうか。

熊谷 私も、このプロジェクトがスタートしたとき、非常にハードルが高いと申しますか、ミッション・インポッシブルではないかと思っておりました。それが曲がりなりにもこう

いう形で収束し、公開草案にたどり着いたことは非常に意義深いと思っています。

指定国際会計基準と米国会計基準は個々の基準の内容を細かく吟味せずに受け入れています。IFRSを個別基準ごとにその内容を精査した上でエンドースメントとする仕組みが確立できたことは、非常に大きい意義ではないかと思っています。

この公開草案は4つ目の基準ではないかということで批判も聞かれますが、我が国が考えるIFRSの理想形であると同時に、個人的には現時点において究極の状態までIFRSとコンバージェンスした日本の基準ともいえると考えています。その意味で、今回のエンドースメントのプロセスは、国際的に発信されていくべきだろうと思います。

課題としましては、この修正国際基準(JMIS)をIFRSの任意適用の拡大にどのように結びつけていくか、必ずしも国際的にも国内的にも理解されていない部分がありますので、今後の課題として残っていると思います。

司会 ありがとうございます。

次に秋葉さん、学者としてどのように見えますでしょうか。

秋葉 今回の手続は、皆様がおっしゃった制約、具体的には、企業会計審議会より公表された「当面の方針」において、あるべきIFRSを示しIASBに対して意見発信を行っていくという点と、我が国に適したIFRSを示し企業のニーズも勘案する点がありました。これらについては両立が困難ではないかといった指摘もありましたが、それらの制約の中で作業を行ったと思います。結果的には、今回の公開草案は1つ目のIASBに対する意見発信を重視したと理解しております。また、「当面の方針」で「削除又は修正」する項目は国際的にも合理的に説明できる範囲に限定すべきという記載がありましたので、その枠に沿った作業であったと思わ

れます。

さらに、公開草案の「公表にあたって」では、これらのプロセスを通じて我が国の市場関係者におけるIFRSへの理解とより高品質な基準に向けた裾野の広い議論が深まることが期待されると記載されており、これは、場合によってはIFRSの内容に関わらず導入するかしないかなどの議論があったことに対し、IFRS自体や内容について踏み込んだ議論がなされたということかと思います。

なお、先ほど制約とした我が国に適したIFRSの開発については、アドプションしている国ではそのまま適用されていること、今回の作業を超えた実務上の困難さを説明できるかということ踏まえると、かなり難しいのではないかという気がいたします。今回その点については、先ほど小賀坂さんからご説明のあった3つ目の意義であるガイダンスや教育文書の開発で対応するというかと思いました。

司会 ありがとうございます。

小賀坂さん、追加でコメントはありますでしょうか。

小賀坂 皆さん、言い方は異なりますが、個々のIFRSの基準をすべて評価したことにについては、意義深いと理解をしていることがわかりました。

古内さんから、過渡期的というお話がありましたが、「公表にあたって」では、「削除又は修正」を恒久的なものとしては考えているわけではなく、将来的な我が国及びIASBの議論次第では解消され得る当面の取扱いと位置づけています。

3 「削除又は修正」の判断基準について

司会 次に「削除又は修正」の判断基準に移らせていただきたいと思います。

小賀坂さんから、「削除又は修正」の判断基準について、特に必要最小限とした理由について、ご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 「当面の方針」では、エンドースメント手続をIASBにより公表された会計基準等について、我が国で受け入れ可能か否かを判断した上で、必要に応じて一部の会計基準について「削除又は修正」を行い、採択する仕組みと整理しています。その上で判断基準として公益及び投資者保護の観点から、会計基準に係る基本的な考え方、実務上の困難さ、周辺制度との関連をあげています。修正国際基準(JMIS)の公開草案では、我が国における会計基準に係る基本的な考え方には、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことなどが含まれると整理しています。

作業部会ではこれらの判断基準に従って、60数本のIASBの会計基準と解釈指針をすべて検討し、ガイダンスや教育文書の必要性も含めて30の論点を抽出しました。これらをどう絞るかについては、いろいろな考え方が作業部会で議論されましたが、最終的には必要最小限に絞ることとしました。

必要最小限に絞った理由については、先ほど古内さんからもありましたが、IFRSは所定のデュー・プロセスを経て開発されているもので、かつ我が国も参加しているものであることや、多くの「削除又は修正」を行った場合、修正国際基準(JMIS)がIFRSから派生したものと受け止められないこと、また、少数の項目に絞ることによって我が国の考え方をより強く表明することができることなどを、公開草案の「公表にあたって」において記載しています。これらの考えを踏まえて、最終的にはのれんの会計処理とリサイクリングの会計処理の2つのみを「削除又は修正」することとしました。

司会 ありがとうございます。

それでは、必要最小限にした点やのれんの会

計処理とリサイクリングの会計処理の2つに絞った点につきまして、コメントをいただきたいと思います。

山床さん、お願いできますでしょうか。

山床 今回の修正国際基準(JMIS)は、日本の制度の枠組みの中の基準である一方で、内容としてはIFRSをベースとした基準です。したがって、「削除又は修正」の数が多いと、IFRSと見なされないといった懸念が出てくるということ、また、今回の取り組みが目指しているところは、単一で高品質な会計基準の策定に向け、今後国際的な議論を経てIFRSが修正国際基準(JMIS)に沿った形で見直され、最終的にIFRSと修正国際基準(JMIS)の差異が解消するということであり、「削除又は修正」を我が国としてどうしても受け入れたいと判断したものに絞ることによって、先ほど小賀坂さんからもお話がありましたが、IASBに対する意見発信力が強まると考えています。

したがって、このような形で必要最小限に絞ったということは大いに意義があることではないかと思えます。

司会 古内さん、いかがでしょうか。

古内 3つの判断基準についてはよいと思っています。実務上の困難さ、作成コストが便益に見合わない点については、本来はIASBがIFRSを策定する過程で評価済みのはずであり、「削除又は修正」する性質はないはずと考えています。ただ、一方で、会計基準は会計の理屈だけでは成立しないので、何が懸念で、何が問題なのかということが、実務を行っている方から多く寄せられ、それを多角的、多面的に分析できたことは非常に意義があったと思っており、必須の判断基準であったと思います。最終的には会計基準に係る基本的考え方に関する2つの点が「削除又は修正」として残りましたが、それらはこれまでASBJや我が国の関係者が行ってきた主張と整合するものであり、そ



有限責任監査法人トーマツ パートナー
古内 和明氏

の点に限って、ほかの論点は「削除又は修正」しないとの方針に賛成です。

司会 ありがとうございます。

では、熊谷さん、いかがでしょう。

熊谷 私も、作業部会の早い段階で、意見発信、特に2つの論点に絞り込まれたのは、ある意味で当然の帰結であったと思っています。

私は、今年からIFRSの基準諮問会議と資本市場諮問会議に委員として参加しており、そこでの議論を紹介させていただきます。今年の6月に資本市場諮問会議と世界作成者フォーラムの合同会議がありました。そこで今回の2点が大きな議題として取り上げられました。まず、のれんの償却に関しましては、世界の作成者からは大きな支持があり、財務諸表利用者からも一定の支持がありました。財務諸表の利用者の中でも、減損テストは非常に問題があり、償却のほうがよいとの意見が聞かれました。作成者と利用者の両方を合わせると、その会議に参加しておりました過半数がのれんの償却支持だったと思います。その意味で、のれんについては、日本の主張を粘り強く主張していく価値があると思います。

それから、その他の包括利益(OCI)、純損益、リサイクリングの問題ですが、純損益の業績指標としての有用性については、ほとんど全員一致で支持していました。また、IASBでは、目的適合性がない、あるいは当期純利益の目的適合性を損なうような場合にはOCIのリサイクリングをしないという提案をしていますが、むしろOCIについては、フルリサイクリングすべきであるという支持が過半数でした。これらは、我が国のIASBに対する主張と基本的に同じであって、我が国の意見が世界的に受け入れられる素地があると感じています。その意味で、今回この2つに絞ったことは、国際的にも一定程度の正当性があると考えています。

司会 ありがとうございます。

今回の公開草案の公表にあたっては、国際的に公開草案の内容を正確に伝える目的で、全文の英訳を行い同時に公表しました。

次に、秋葉さん、いかがでしょうか。

秋葉 英訳のお話がありましたが、「当面の方針」のプレスリリースの英訳では、an additional set of standards identical to IFRS with limited modifications といっており、2つの修正だけですので limited modifications にあたっていると思います。

ただ、必要最小限が、どの程度かは非常に難しいと思います。2つでも3つでも、片手の数程度であれば必要最小限であるともいえ、また、例えば公正価値測定範囲の論点がなぜ必要最小限に入らないかという点は、必ずしも十分に記載できていないのではないかと思います。

司会 ありがとうございます。

小賀坂さん、コメントでございますでしょうか。

小賀坂 作業部会で議論をまとめるにあたっては、修正国際基準(JMIS)が国際的にどう捉えられるかということを気にかけました。修

正国際基準(JMIS)はIFRSそのものではありませんが、国際的にIFRSから派生したのものとしても受けとめられないとIFRSのエンドースメント手続を行っている意味がなくなってしまうので、そのあたりの反応については随分考えました。

4

修正会計基準第1号「のれんの会計処理」について

司会 次に、小賀坂さんから、修正会計基準の公開草案第1号「のれんの会計処理」について、「削除又は修正」の内容、理由、関連論点の取扱い等について、ご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 ご案内のとおり、IFRSではのれんは非償却とされますが、修正会計基準第1号では、企業結合で取得したのれんについて、日本基準と同様に20年以内に償却することを求めています。のれんの会計処理については、2003年の企業結合会計基準制定以来、継続的に我が国で議論が行われ、様々な意見が聞かれるところですが、のれんの償却が必要との意見が多く聞かれることを踏まえて、IFRSとの重要な相違と考え、「削除又は修正」を行うことを提案しています。

ASBJでは、日本基準における企業結合会計基準の適用指針の開発以来、継続的に、のれんの償却の是非を議論してきましたが、修正国際基準(JMIS)の公開草案という形で、ASBJのポジションを明確にしたことは、意義深いと思っています。

なお、関連する論点として、無形資産の識別や毎期の減損テストなどがあり、実務上の観点から、これらについても修正すべきとの意見が作業部会で聞かれましたが、最終的には「削除又は修正」を必要最小限とする観点から、「削除又は修正」を行わないこととしています。

司会 ありがとうございます。

それでは、皆様からコメントをいただきたいと思いますが、まず、山床さん、いかがでしょうか。

山床 のれんの償却に関して企業の立場からコメントさせていただきます。

企業はのれんを含めて投資を回収し期待利益を稼働できることを確認した上で、投資の意思決定を行っています。したがって、のれんをコストとして償却することは、回収すべき対象として企業がみずから意思決定したことと整合的な処理と考えます。

加えて、償却負担がなければ、減損は適時には顕在化しにくいこともあり、M&Aによって売上や見目の利益は増加する一方で真に企業価値を増大させているかがわかりにくくなるため、安易なM&Aを助長することになりかねず、結果として、経済全体としての資源配分を歪め経済効率の低下を招きかねないのではないかと懸念しています。

会計論としては、ここ10年来、償却か非償却かでずっと議論されていますが、持続的な成長を目指す企業経営の立場からすれば、非償却よりも償却を支持する企業の方が多いのではないのでしょうか。さらにアジェンダ・コンサルテーション2011以来、のれんは償却すべきという主張を我が国のワンボイスの意見としてIASBに対して発信し続けていることとも整合します。

IASBにおいても、IFRS第3号の適用後レビューの中で、のれんについての検討が進められており、修正国際基準(JMIS)は、IFRSの見直しに向けた大きな後押しとなるものと考えています。

司会 ありがとうございます。

それでは、古内さんはいかがでしょうか。

古内 国際的にものれんを償却すべきという意見は多数ありますので、この部分の修正は

一定の合理性があると思います。一方で、我が国の国内においても、償却すべきという意見と、償却せず減損処理だけとすることが適切という意見の両方があると認識していますので、今回の公開草案で広く意見を問い、又は集約するということは、日本の意見をもう一度確認するという面からもデュー・プロセスの観点からも、よいものと考えています。

また、今回のれんの償却の部分のみを修正して、無形資産の識別やのれんの減損テストなど関連する項目について現行のIFRSどおりとしたことは、争点を明確化するという意味では適切であると思いますが、作業部会でも発言させていただいたとおり、おそらく世界で一番厳しいのれんの会計基準を要求することになるため、それはそれでよいという割り切りの下で行ったのであればよいのではないかと考えています。

なお、持分法のれんについても、今回修正を要求する提案となっていますが、争点の明確化という観点からは、ここまで必要であったかなど、すなわちIFRSでは持分法投資と持分法のれんを区分して処理することは要求していないので、その中であえて追加で複雑な処理を要求することは、個人的には少し疑問があるところです。

司 会 ありがとうございます。

次に熊谷さん、のれんの償却について、利用者において意見が割れていると思いますが、どのように見ておられますか。

熊 谷 先ほど資本市場諮問会議と世界作成者フォーラムの合同会議の議論をご紹介させていただきましたが、作成者の方々は減損テストのみよりも償却もしたほうがよいとの声が圧倒的に多く聞かれましたが、利用者に関しましては、意見が対立していました。

のれんの償却を支持している人たちは、のれんは基本的に超過収益を示すものであって、一



みずほ証券(株) 企画グループ 経営調査部
上級研究員 熊谷 五郎氏

定程度の回収期間でも回収されるべきものであると考えていると思います。一方で、減損のテストのみを支持し、償却に反対する人たちは一様に償却期間の設定の仕方が恣意的であることを気にされていますし、減損テストの改善で済むことではないかと考えている人が多いと思います。また、重要な指摘だと思いましたのが、IFRS第3号は米国会計基準とコンバージェンスが進んだ基準であるため、IASBが単独でこれを見直すのではなく、米国財務会計基準審議会(FASB)とも相談の上で作業を進め、米国会計基準とのコンバージェンスを維持してほしいという意見です。これは、それなりに支持を得ていました。

司 会 ありがとうございます。

秋葉さん、いかがでしょうか。

秋 葉 こののれんについては、公開草案でも触れていますように、基本的には減価するという理解があって、その後の成果に対応させるように費用処理するということかと思います。費用計上するときに減価が目に見えないため、熊谷さんから指摘のように償却年数をどうするかといった論点が出てくるわけですが、これ

は有形固定資産も同じであると思います。

また、償却しないことになると、そもそものれんを計上するパーチェス法をなぜ適用するかということにもつながっていくと思います。つまり時価純資産で取得の処理を行うのではなく、支払対価の時価によるパーチェス法を採用するという事は、ストックオプションと同じようにキャッシュ・アウト・フローがない場合でも、それを取得後の成果に見合う犠牲と捉えましょうということかと思えます。

熊谷 今、秋葉さんから有形固定資産も同じではないかという話がありましたけれども、全く同じことをフランスの利用者の方が話されていました。この方は通信のアナリストですが、非常に技術革新のスピードが速い中で、通信の有形設備について償却年数を見出すのは難しいけれども、経験によってやりくりをつけており、のれんに関しても同じ議論が成り立つということを強調されていました。そういった意味では、修正国際基準(JMIS)で、のれんの償却について日本から強い意見発信を行ったことは意義のあることと考えています。

小賀坂 古内さんからお話があった持分法のれんについては、作業部会でも議論が行われましたが、作成者から持分法のれんも償却をすべきとの意見があったと思います。山床さん、いかがでしょうか。

山床 企業の立場では、持分法を適用している関連会社であっても、企業集団を構成する会社の1つであるため、投資と回収という意味では連結子会社と何ら変わるところはないと思います。よって、持分法か否かにかかわらず、同じルールで償却をしていくことが整合的であると思います。

秋葉 そういう意味では作業部会では明示的には議論されなかったと思いますが、山床さんのお話のように、連結子会社の処理と持分法適用関連会社の処理は、事業投資としてできる

だけ同じにしようという隠れた意見発信がここに入っているともいえると思います。

山床 先ほど古内さんのほうから世界一厳しいのれんの会計基準になるというお話がありました。私は必ずしもそうは思っていません。無形資産が存在していれば切り出して、適切に対処していかななくてはいけないと考えますが、存在が不確かなものについて切り出すことは困難であると思います。企業結合において何を目的としているか、ノウハウや権益取得を目的としているのか、将来に向けた統合効果の発揮を目的としているのか、そういった点を考えると、切り出しが必要な無形資産はおのずと明らかになってくる筈です。

また、毎期の減損テストも明らかに減損の兆候がないものについてまで、機械的に挙証をしなければならないということでは必ずしもないと考えます。

個々の企業と監査人との間で、建設的に議論を行った上で、原則主義に基づいた対応を図っていけば、必ずしも世界一厳しいということにはならないのではないのでしょうか。

秋葉 関連して、耐用年数を確定できない無形資産の非償却についても、非償却ののれん



早稲田大学大学院会計研究科教授 秋葉 賢一氏

と同様に「削除又は修正」すべきという意見があるかもしれません。これについては、公開草案では、のれんは残余で計算されますが、耐用年数を確定できない無形資産については、関連するすべての要因を分析した上で、キャッシュ・フローをもたらす期間について予見可能な限度はないとされたもので、両者は必ずしも同一ではないということが示されています。

つまり、キャッシュ・フローをもたらす期間について予見可能な限度がないということは、減価が短期間には少ないということも捉えられますし、予見可能となれば償却することとされていますので、両者は、少し事情が違うことも加えておきたいと思います。

司会 ありがとうございます。

小賀坂さん、ASBJが最近公表したディスカッション・ペーパーについて、触れていただけますでしょうか。

小賀坂 ASBJでは、のれんに関する意見発信を継続的に行ってきていますが、この一環として、本年7月に、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)及びイタリアの会計基準設定主体(OIC)と共同で、「のれんはなお償却しなくてよいか—のれんの会計処理及び開示」と題するディスカッション・ペーパーを公表しています。欧州とともにディスカッション・ペーパーを公表できたことは意義深く、今後のIASBにおける議論に資するものと考えています。

5

修正会計基準第2号「その他の包括利益の会計処理」について

司会 修正会計基準第2号の「その他の包括利益の会計処理」に移らせていただきたいと思います。この第2号につきまして「削除又は修正」の内容、理由について小賀坂さんからご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 修正会計基準第2号では、IFRSに



ASBJ副委員長 小賀坂 敦氏

おけるいわゆるノンリサイクリング処理をリサイクリング処理に変えるように「削除又は修正」をしています。先ほどお話ししましたように、我が国における会計基準にかかわる基本的な考え方として、企業の総合的な業績指標としての当期純利益の有用性を保つことを重視することが挙げられていますが、このノンリサイクリング処理は、当期純利益を著しく変質させ、有用性を低下させるものと考え「削除又は修正」をすることとしました。

司会 ありがとうございます。

ちょっと順番を変えて、秋葉さんからコメントをいただけますでしょうか。

秋葉 まず、リサイクリングの処理への対応は、報告システムの問題と捉える考え方と、表示の問題と捉える考え方の相違ではないかと思えます。

修正会計基準第2号では、リサイクリング処理の必要性を論点とし、それは報告システムの問題として捉えていますので、関係する処理をすべて対象としています。このため、金融負債に係るリサイクリング処理は、ほとんど起こらないのではないかという意見もある中、「削除又は修正」の対象としています。一方、有形固

定資産、無形資産の再評価モデルについての再評価剰余金については実体資本維持の概念に基づくものかどうかということも議論されているので、ほかの処理とはやや違う側面が見受けられるということで区別していると理解しています。

司会 山床さん、いかがでしょうか。

山床 この純利益へのリサイクルに関しても、企業の立場からコメントさせていただきます。

先ほど小賀坂さんからもお話がありましたが、今回の公開草案のなかでは、我が国の会計基準に係る基本的な考え方として、当期純利益の有用性が再認識されており、当期純利益が企業の財務業績をあらわす最も重要な利益概念であることが示されています。このことを踏まえると、フルリサイクリング処理が必要と考えます。これに対し、現行IFRSではノンリサイクリングの項目があるため、当期純利益が変質しており、その結果、企業経営者が感じる業績と財務諸表における対外的な報告損益との間で乖離が生じてしまっています。業績認識はまさに企業経営の目的そのものであることから、このような乖離は企業価値の向上に重大な影響をもたらすこととなります。今回どうしても受け入れられないものとして純利益へのリサイクルを「削除又は修正」をしたことは十分理解できます。

一例として株式売却損益のリサイクリングについて申し上げますと、我が国では戦略投資目的で株式を保有している企業も多く、そういった企業においては、株式は事業投資として位置づけられます。具体的には、投資先企業との一体での事業展開や共同研究等の成果を享受することを目的に保有しており、キャピタルゲインを想定しているわけではありません。そうした経営戦略上、重要な相手先との関係を株式の売却によって解消する意思決定は非常に重要

な経営判断であり、それがリサイクリングを通じて明確になることは、利用者にとっても、単なる株式の含み損益の変動とは全く質の異なる非常に重要な情報になるのではないかと考えます。

また、退職給付の数理差異についても、我が国においては長期雇用を前提としている企業が多いと思いますので、長期的に一定の費用配分を行っていくことは、経営実態と合致することから、この点も重要であると認識しています。

司会 ありがとうございます。

古内さん、コメントいただきたいと思えます。

古内 リサイクリングを要求することについては、ASBJ及び我が国関係者のこれまでの主張と一貫していることから、当然に「削除又は修正」項目に入ってくるものと、議論を通じて感じています。ただ、意見発信としては非常に理解できますが、それを実務に落とすとすると、それ自体が難しかったかなと思っています。

作業部会でも発言させていただきましたが、株式の減損については、IAS第39号で定められている significant or prolonged の基準が、リーマンショックの際に、相当の運用の幅を認める結果となってしまったこともある中で、今回の「削除又は修正」の中で要求することが、本当にワークするのか疑問が残ります。

退職給付につきましても作業部会で議論させていただきましたけれども、最終的には、平均残存勤務期間でリサイクリングとせざるを得なかったものですが、トリガーとは何かということ突き詰めると平均残存勤務期間と整合しないように思われ、実務上、やむを得ない集約点に議論がまとまったものと理解しています。

最後に、金融負債の公正価値オプションに関するリサイクリングですが、極めてまれである

ことが想定される処理に「削除又は修正」が本当に必要かということは、公開草案に対する意見をお聞きしてから、もう一度考えたほうがよいと思っています。

司会 ありがとうございます。熊谷さん、いかがでしょうか。

熊谷 この当期純利益、リサイクルリングの問題については、日本として一貫して主張していますが、ASBJにおいて積極的に意見を発信されていることに敬意を表します。

報告システムとしてフルリサイクルリングが必要であるという我が国あるいはASBJの考え方は、国際的にも一定以上の支持があると考えています。

ただ、先ほどご紹介しました資本市場諮問会議及び世界作成者フォーラムの議論でもそうでしたが、作成者はフルリサイクルリングを支持する人が多いと思いますが、ユーザーサイドは必ずしも一枚岩ではありません。むしろ、当期純利益の目的適合性を損なう場合には、リサイクルをしないとするIASBの提案に対してシンパシーを感じているユーザーも多いと思います。日本証券アナリスト協会は、ASBJの立場を支持していますが、日本のユーザーの中でも、フルリサイクルリングがいいかどうかということに関しては、議論が分かれているところでありませ

いろいろな理由はあると思いますが、ユーザーサイドには、フルリサイクルリングをすることによって、安易な当期純利益の操作が行われているのではないかという懸念があることは事実であると思います。

そういった意味で、この論点について我が国の理想をIFRSにおいて実現していくことは、決して簡単ではないと思っています。ただ、会計基準アドバイザー・フォーラム(ASAF)という、国際的に支持を増やすために我が国の意見を直接、発信していけるという場ができた

のは、とてもいいことと思います。実際、昨年12月のASAFで出されたASBJのペーパーは、一定以上の国際的な議論を喚起する力があつたと思っています。今回の修正国際基準(JMIS)では、それを後押しするような形で「削除又は修正」を行ったことは、当然のことだったのかなと考えています。

司会 小賀坂さん、リサイクルリングの理屈づけは作業部会において難しい論点であったと思いますが、コメントをいただけたらと思います。

小賀坂 このリサイクルリング、当期純利益の問題については、皆さんご案内のとおり、今、IASBで概念フレームワークの見直しを行っており、世界中で議論をしているところです。世界中で、当期純利益は必要との声が多く聞かれますが、各論に入り、当期純利益の定義をどうするかという議論になると、ASBJ以外は誰も提案をしていない状況です。リサイクルリングについても、基本的には必要ということはある程度コンセンサスはあると思いますが、すべて必要かという点、いろいろな意見がでてます。そのような中、ASBJは、意見発信を続けており、熊谷さんがお話された昨年の12月のASAFにおけるペーパーに続いて、この5月には「OCIは必要か？」と題するショート・ペーパーを公表しました。今回の修正国際基準(JMIS)の修正会計基準第2号は、これらの流れの中にあると思います。

昨年2月に、OCIの利用状況について、アニュアルレポート分析をして、IASBに提出しましたが、欧州各国と比べて我が国ではOCIの金額的重要性が非常に高い結果となっており、我が国の関係者の関心が非常に高い原因だと思います。引き続き意見発信をしっかりと行っていく必要があると考えています。

司会 ありがとうございます。他の方、追加のコメントがありましたらお願いします。

秋葉 まず、お話の中でもありましたリサイクリングのトリガーという言い方は、誤解を招く可能性があります。トリガーは、当期純利益にいつくらいで反映するかが決まれば自動的に出てくるはずですので、IASBがいうようにそれが困難ということは、先ほどからお話がありますように、当期純利益の性格についてコンセンサスが得られていないことのあらわれと思います。

また、熊谷さんから当期純利益の操作性という利用者の意見がありました。経常性とか定常性といったような異常項目を除くということは、予測価値の面でのレリバンスを強調していますが、実際に達成された確認価値については考慮されておらず、この辺も含めた議論が必要ではないかと思えます。

さらに、今回の公開草案では、確定給付債務に関する再測定についてリサイクリングする理由として、退職給付制度を個々の従業員との契約の集合体と見た点を挙げていますが、ポートフォリオレベルで確定給付制度の廃止時にはリサイクリングする点も加えた二重の記載でもよかったように思います。平均残存勤務期間による費用処理は、日本の基準とも少し違うわけですが、必ずリサイクリングするという日本の主張と、現行の日本基準の取扱いの両面に沿った説明なので、あるべきIFRSや我が国に適したIFRSの観点からエンドースメントを行うという「当面の方針」に適うものと思います。

最後に、株式のOCIオプションについてのリサイクリングに関する減損処理について、古内さんから懸念が示されましたが、今回のエンドースメントの中にはIAS第39号も入っていますので、致し方ないように思います。今後、IFRS第9号が強制的に適用された場合には再考が必要かもしれませんが。また、このOCIオプションについては、日本の主張をIASBが

受け入れたにもかかわらずリサイクリングの部分だけを「削除又は修正」することは国際的に理解されないという意見があるようですが、OCIオプションは日本だけの主張ではなく、また、日本の主張は、OCIの計上とリサイクリングのセットなので、そのような理解は正しくないと思います。

6 ガイダンス、教育文書の開発について

司会 次の論点、ガイダンスと教育文書の開発に移ります。小賀坂さんから、公開草案におけるガイダンス、教育文書の取扱いについてご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 作業部会では、個々のIFRSの会計基準を検討する際に、「削除又は修正」をするか否かということとともに、ガイダンスや教育文書の開発の必要性についても検討がなされました。この点は、「当面の方針」には記載されていない事項であります。実務上の困難さに対応していくために必要と思われたため、議論を行いました。

ただ、「削除又は修正」の必要性の検討に時間がかかったため、ガイダンスや教育文書の必要性については、まだ作業部会における十分なコンセンサスはできていません。

どのようなものについてガイダンスや教育文書の作成が適切であるか、それを規範性のあるものにするのか否か、IFRS解釈指針委員会(IFRIC)など国際的な議論との関係はどうかなど、今後、議論すべき点は多いと思っています。

司会 ガイダンスと教育文書の開発の論点につきましては、作成者と監査人の方々からコメントをいただきたいと思っています。まず、山床さん、いかがでしょうか。

山床 ガイダンス、教育文書の作成は、今

後のIFRS任意適用の積み上げに向けて、作成者からすると重要な意味を持つと思います。

IFRSに関しては、例えば、減価償却方法は定額法がデフォルトであるというような、これまでもいろいろな誤解がありました。こういった解釈があると、結果として、IFRS適用のハードルが上がってしまうため、ガイダンス、教育文書によってこうした誤解を解くことができれば、任意適用の増加につながることを期待されます。

具体的な内容については、今後、議論することですが、例えば足元の課題としては、有給休暇引当金の議論があります。引当の可否について、監査法人間で見解が分かっていると聞いており、こうしたものについて、ASBJが一定の指針を示すことができれば、現場の混乱も回避できるのではないかと思います。

経団連では、既に任意適用を開始している企業並びに任意適用に向けた具体的な検討を開始している企業の有志から構成されるIFRS実務対応検討会を設けています。2012年の8月に設置され、実際にIFRSの任意適用にあたっての実務上の論点について「実務対応参考事例」を作成し、経団連のホームページで公表しています。ガイダンスや教育文書を今後検討するにあたって、1つの参考になるものと考えます。

司会 ありがとうございます。

古内さん、監査人の立場からどのように考えていますでしょうか。

古内 規範性のあるガイダンスというのは、原則としてピュアIFRS、すなわちIASBが公表したIFRSのもとでも使えるものでなければなりませんと思います。したがって、IFRSの運用のデュー・プロセスとしてのIFRICでの議論は必須でありますし、公開草案に記載されているとおりに思います。

有給休暇や税金など、一見我が国固有の制度

上の問題に見えるものも、IFRSの適用の観点からは国際的な見方もあると思いますので、それがIFRSのもとで理にかなっているかどうかについては、我が国関係者だけでなくIFRICの議論もきちんと経た上で検討すべきということが私の意見です。

また、ガイダンスや教育文書を発行することが、現状の解釈を広げるという面であれば、実務上あまり問題にならないと思いますが、逆に、現行行われている解釈を狭くする面も多分にあると思います。既にIASBが公表しているIFRSを任意適用している企業にとっては、ニーズがない、あるいは文書を作られるとかえって迷惑と感ずるものもあるかもしれない、という懸念ももっています。

司会 ありがとうございます。ほかの方でコメントがある方はお願いいたします。

熊谷 今の古内さんのお話で、解釈を狭める場合は、かえって不要というお話がありましたが、ユーザーの立場からすると、実務のばらつきが減ってくれたほうがありがたいと思います。原則主義の良さはあると思いますが、ユーザーの立場からすると、比較可能性の面から、あまりばらつきが広がってしまうと使いづらい部分もあります。

秋葉 ガイダンスや教育文書の開発は、実際には難しいと思います。実態が同じものを同じように処理することは基本ですが、各社なり各取引が同じなのかどうか、それが国内だけではなく国際的な広がりを持つと相当難しいと思います。

7 その他の実務上の困難さとして 識別された論点について

司会 ありがとうございます。

それでは、その他の実務上の困難さとして識別された論点のほうに移らせていただきたいと

思います。小賀坂さんからご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 先ほど来、今回の公開草案については、我が国の会計基準に係る基本的な考え方に関する意見表明を重視しているというご発言があり、それはそれで事実ですが、実務上の困難さについて考慮していないというわけではありません。

1つは、今、議論になったガイダンスや教育文書で、今後、対応が必要と思っています。もう1つは、個々のIFRSを検討する過程で、影響する業種や企業が限定されるものの、影響が生じる場合にはIFRSの適用そのものが極めて困難となるほどの重要性があるものが認識されており、それらの対応の論点があります。例えば、IAS第21号の機能通貨の問題が挙げられています。

これらの項目については、今回は「削除又は修正」を行わないこととしましたが、「公表にあたって」では、「今後のIFRSの任意適用の進展に伴って、将来的に取扱いを見直す必要が生じる可能性も考えられる。」旨を記載しています。

司会 ありがとうございます。この論点につきましては、作成者の立場から、山床さん、コメントをいただきたいと思います。

山床 機能通貨に関しては、IFRSの基準に問題があると考えています。今回の「公表にあたって」の中にも記載されていますが、現行IFRSでは、親会社所在地国の税法や会社法(配当可能利益の算出)が機能通貨を容認していない場合、複数の通貨をベースとする帳簿を用意する必要があり、便益に見合わない多大なコストが生じる等の問題点が指摘されています。

今回、「削除又は修正」の対象とはしていませんが、引き続き意見発信を進めて、IFRSの見直しを促していくことが必要ではないかと考えます。

それ以外にも、減価償却方法等、業種固有の論点がありますが、そういった論点については、IFRSの内容に大きな問題があるわけではなく、「削除又は修正」を必要最小限とすべきという観点と、実務上の困難さを評価した上で、今後、慎重に対応を検討すべきです。論点を抱えている個々の企業において、現行IFRSの中で対応ができないのかどうか、あるいは実際に会計処理を変えていくことができないのかどうかなど、引き続き検討していくことも必要であると考えます。

8 ピュアIFRSとの関係

司会 ここまで一通り公開草案の内容についてご議論いただきましたが、ここでピュアIFRSとの関係につきまして議論したいと思います。小賀坂さん、ご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 作業部会で議論する過程で、「削除又は修正」をあまり強調すると、今後、ピュアIFRSが使いづらくなるのではないかとの意見が聞かれました。この点については、「当面の方針」に記載されているように、ピュアなIFRSの適用は維持され、かつ、引き続き、任意適用の積み上げが図られていくものと考えています。

司会 制度に関連する部分もありますが、皆様からコメントをいただきたいと思います。山床さん、いかがでしょうか。

山床 今回の修正国際基準(JMIS)は、アジェンダ・コンサルテーション2011以来、我が国としてワンボイスで意見発信をしてきた内容を、必要最小限の項目に絞って「削除又は修正」を行い、「あるべきIFRS」として具現化したものです。このメッセージをIASBが受け入れ、ピュアIFRSが「あるべきIFRS」の

方向に見直されていくことが望ましい姿であると考えています。

その一方で、ピュア IFRS、指定国際会計基準を適用している企業があるわけですが、修正国際基準（JMIS）は制度レベルの議論であって、個々の企業レベルにおいて自らの企業価値向上に相応しい会計基準としてピュア IFRS を適用することを否定するものでは全くないと思います。

また、現在、指定国際会計基準を適用している企業の中でも、基準の内容に違和感を持ちつつ適用している企業もあると聞いています。指定国際会計基準を採用している企業は、実際にピュア IFRS に基づいて実務を行っており、そうした実務を念頭に置いた問題提起を IASB に対して行うことができますし、修正国際基準（JMIS）を適用する企業は、基準が「削除又は修正」している点について正々と問題提起ができます。いずれも単一で高品質な会計基準に向け、IFRS をより良くしていくという目的としては一致するものです。

司会 ありがとうございます。古内さん、どのようにお考えでしょうか。

古内 まず、今回の議論を通じて、ピュア IFRS の適用が認められなくなるような誤解をしている方がいらっしゃるようですが、それは誤りであって、修正国際基準（JMIS）は、ピュア IFRS の適用拡大の過程での修正国際基準（JMIS）であるという位置づけが明確にされていることは非常によいことと思います。

まだ修正項目が2つで済んでいるうちはよいですが、今後、修正項目が5個とか10個となることも想定され、そのような場合は、その修正項目を全部一まとめで使わないといけないのか、あるいは基本的な考え方に関するものとするのではないものに分けた上で、別々に選択適用したほうがよいかということは、今後の論点として出てくると考えています。



ASBJ 委員長 小野 行雄氏

司会 ありがとうございます。熊谷さん、いかがでしょうか。

熊谷 修正国際基準（JMIS）は、先ほど小賀坂さんから、IFRS そのものではないけれども、IFRS の派生物というお話がありました。国際的にも、この修正国際基準（JMIS）の存在が、なぜ IFRS の任意適用の積み上げにつながっていくのかについて、理解してもらうことが大変かなと思います。

そういった意味では、国際的な理解を得るためには、この修正国際基準（JMIS）の開発がなぜ、我が国における IFRS 普及への積極姿勢を示すのかという点について、ASBJ だけではなく、制度に関する部分でもありますので、金融庁を含むオールジャパンとして、丁寧な理屈づけや説明が必要だと思います。

司会 ありがとうございます。秋葉さん、いかがでしょう。

秋葉 まず、指定国際会計基準は、これまで指定されなかったものがないという意味でピュア IFRS になっていることに留意する必要があります。つまり、現行でも、連結財規 94 条で用意されていますように、指定国際会計基準は国際会計基準と異なる場合があります。

しかし、その蓋然性が非常に低いと多くの方が思っているので、指定国際会計基準＝ピュアIFRSというふうに使っていると思います。これに対して修正国際基準(JMIS)は、必要最小限に絞ったわけですけど、結果的に2つの「削除又は修正」が提案されているので、今後増えるかもしれないと想定されているのでしょね。

また、この任意適用の積み上げに関しては、熊谷さんがご指摘のように、どういうふうに関係するのかというのはやや難しいところがあるような気がします。目に見えて任意積み上げに資する可能性は、先ほどのガイダンスや教育文書の開発や、今回、取り扱わなかった実務上の困難さへの対応のほうが高いと想定されます。ただ、そうした場合、意見発信との兼ね合いや、IFRSから派生したものと受けとめられるかといった心配が出てくるかもしれませんので、そのあたりも踏まえながら、今後、継続的なエンドースメントを行っていくことになると思います。

9

適用対象企業、適用時期、基準間の差異の開示について

司会 最後に、適用対象企業、適用時期、基準間の差異の開示についての公開草案における記載につきまして、小賀坂さん、ご説明いただけますでしょうか。

小賀坂 公開草案の「公表にあたって」では、制度の適用対象企業、制度の適用時期は、修正国際基準(JMIS)が金融庁により制度化される段階で定められる見込みであると、記載しています。

また、制度間の差異の記載や調整表の要否については、作業部会で多くの意見が聞かれましたが、最終的に、「公表にあたって」では、修正国際基準、日本基準及び指定国際基準の間の

差異に関する記載の要否についても、修正国際基準(JMIS)が金融庁により制度化される段階で定められる見込みであると、記載していません。

司会 ありがとうございます。これも制度に関係しますが、皆様からコメントをいただきたいと思います。まず、山床さん、お願いします。

山床 今、基準間の差異の開示に関する説明がありましたが、基準間の差異の開示に関して、修正国際基準(JMIS)は、我が国の制度の枠組みの中にある基準ですので、現行の日本基準と修正国際基準(JMIS)の差異を記載することは、制度の建て付け上も考えられないと思います。

その上で、修正国際基準(JMIS)とピュアIFRSの差異について、制度として記載を求めるかどうか、これ自身は金融庁の判断となるわけですが、その場合であっても、定量的な、例えば調整表といった形での情報の開示を一律に求めるということは、コスト・ベネフィットの観点からも適切ではなく、定性的情報の開示で十分であると思います。定量的な、例えば調整表といったものを開示するかどうかは、個々の企業のIRの中で、各企業が判断すべき事項ではないでしょうか。

司会 ありがとうございます。古内さん、いかがでしょう。

古内 適用対象企業と時期については、今回、コメント募集でよく意見を聞いてから決めるべきと思いますが、基準間の差異の開示については、私は、ちょっと山床さんとは違う意見です。作業部会でも発言させていただきましたが、このIFRSから派生した修正国際基準(JMIS)を使う企業の財務諸表の利用者の方は、多分、100人中100人が、ピュアIFRSとの差がどこにあるのかという説明に興味があると思っています。これは基準の優劣の問題ではなく、利用者の関心の問題だと考えています。

したがって、制度上、差異の十分な説明を担保するというような枠組みをつくっても問題はないと思いますし、おそらく調整表形式が理解可能性という観点からは一番望ましいと考えています。

実務的な運用面では、連結集団で多数の子会社や関連会社を有する企業が、この修正国際基準（JMIS）を使うことになると、ピュアIFRSによっていったん連結パッケージなどで数字を収集した上で、親会社レベルで修正国際基準（JMIS）に組み替えることになると思います。そのように考えると、修正国際基準（JMIS）とピュアIFRSの差異の説明は、親会社レベルで組み替えるのであれば、そんなに大変ではないと思います。

司会 ありがとうございます。熊谷さん、コメントをいただけますか。

熊谷 私も作業部会の中で調整表をかなり主張しました。やはりユーザーの立場からは、特にピュアIFRSとの調整表は必要であると考えています。

基準間の差異の開示を制度上のマターとして金融庁に委ねることは、やむを得ないと思いますが、制度上のマターあるいは金融庁マターということになってしまったことによって、ピュアIFRSとなっている指定国際会計基準や米国会計基準に日本基準との調整表を求めずに受け入れているということを考えれば、修正国際基準（JMIS）に調整表を求める理屈が立たなくなってしまうと思います。また特に、我が国の会計制度の枠組として考える場合に、修正国際基準（JMIS）に日本基準との差異ではなく、ピュアIFRSとの差異に関する調整表を求めるといのは、制度論上無理があるという批判が出るのも無理がないといえます。

それだけに、調整表や基準間の差異については、むしろ会計基準の中で求めていただきたいかったなと思っています。

調整表により修正国際基準（JMIS）とピュアIFRSの比較が簡単にでき、この両系列の係数が蓄積されることによって、どちらが意思決定上、有用な情報を提供できるかという検証も、将来的にできるのではないかと考えています。

このようなデータは、IFRSの強制適用をしている国では提供できないため、今後、IFRSの設定プロセスにおいて、我が国として極めて有用かつユニークな貢献ができる機会だと思います。

司会 ありがとうございます。この基準間の差異の開示については、意見の分かれるところですが、秋葉さんはどういうふうにご考えておられますか。

秋葉 IFRSの任意適用という状況やIFRSから派生した修正国際基準（JMIS）の性格、これまでの取扱いを踏まえると、修正国際基準（JMIS）と日本基準との間の相違を定性的に開示することになるので、それを超えて指定国際基準との間の定量的な相違ということになれば、相当な必要性が要求されると思います。

なお、修正国際基準（JMIS）の適用対象企業については、制度マターになっていますが、指定国際会計基準の任意適用よりも狭いことはないと考えています。

司会 ありがとうございます。

いろいろな角度からご議論いただきましたけれども、最後に全体にわたってコメントがあれば、お願いします。

秋葉 「当面の方針」では、4基準の併存について、大きな収斂の中での1つのステップと位置づけていますが、どのように収斂されていくのかという心配もあろうかと思っています。市場の評価によって収斂されていくことになると思いますので、時期尚早ではありますが、米国会計基準の取扱いや、ASBJにおけるコン

バージェンスの進展、修正国際基準(JMIS)の利用状況などが関係してくると思います。

また、今回重視された意見発信の中で、若干、気になっている点があります。IASBの負債と資本の区分の議論において、最近、ASBJは3区分を主張していますが、この3区分というのは論理性について問題があるし、国内でも、この意見を支持しているという団体もいないため、現行の日本基準の意義も踏まえた形で主張を見直す必要があるように思います。

司会 本日は長時間にわたりご議論いただき大変ありがとうございました。今回の取組みについては、公開草案を公表する前からいろいろな意見が聞かれたところではありますが、我が国における企業会計に大きな影響を与えるものと考えられますので、公開草案に対して多くのコメントを受け取りたいと考えています。本日の議論も、大変有益であったと思います。

それでは、これで座談会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

(この座談会は平成26年8月4日に開催された。)